

環 第 3 3 8 号

平成 2 2 年 6 月 1 1 日

経済産業大臣 直嶋 正行 様

千葉県知事 鈴木 栄治

五井火力発電所更新計画環境影響評価方法書に対する意見について
(通知)

平成 2 2 年 1 月 2 5 日付けで東京電力株式会社から送付された標記方法書に対する意見について、電気事業法第 4 6 条の 7 の規定により、別添のとおり提出しますので、事業者の指導について、よろしくお願いします。

五井火力発電所更新計画環境影響評価方法書に対する意見

平成22年1月25日付けで送付された五井火力発電所更新計画環境影響評価方法書について、環境保全の見地に立ち、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について慎重に検討しました。

当該事業は、石油化学工業などの大規模な工場が立地している京葉工業地帯の臨海部において、老朽化した既設火力発電設備を最新鋭のLNGコンバインドサイクル発電設備に更新(以下「リプレイス」とする。)する計画です。

環境影響評価の実施に当たっては、これらの地域特性及び事業特性を踏まえた適切な予測、評価を行うとともに、当該事業による環境への負荷のより一層の回避又は低減を図るため、下記事項について所要の措置を講ずるよう指導願います。

記

1 事業計画にかかわる事項

- (1) 原子力、火力、水力、再生可能エネルギー等の電源のベストミックスや、地球温暖化対策基本法案の閣議決定など国の施策の動向を踏まえ、本事業の必要性や東京電力株式会社全体としての温室効果ガス削減の取組みを明らかにした上で、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうか検討し、環境への負荷を可能な限り回避又は低減すること。
- (2) 煙突高さ及び近接する建屋の位置関係について、複数案を比較、検討することにより環境への負荷を低減すること。

2 環境影響評価の項目にかかわる事項

- (1) リプレイス後の煙突高さを59mとしていることから、施設の稼働に係る浮遊粒子状物質については、ガスタービンの起動時など非定常時における類似施設のばいじん排出濃度の調査結果などにより、事業実施に伴う影響の程度を検討し、必要がある場合には環境影響評価項目に選定すること。
- (2) リプレイス後の煙突高さを59mとしていることから、施設の稼働に係る悪臭については、類似施設の臭気濃度の調査結果などにより、事業実施に伴う影響の程度を検討し、必要がある場合には環境影響評価項目に選定すること。

- (3) 施設の稼働に係る騒音について、屋外設置機器の諸元を明らかにした上で、事業実施に伴う影響の程度を検討し、必要がある場合には環境影響評価項目に選定すること。
- (4) 施設の稼働に係る低周波音について、類似施設の低周波音の実態を確認するなどにより、事業実施に伴う影響の程度を検討し、必要がある場合には環境影響評価項目に選定すること。
- (5) 工事期間が長期に及ぶことから、工事の実施に伴う水の汚れについては、陸上工事に係る排出水の性状を明らかにした上で、事業実施に伴う影響の程度を検討し、必要がある場合には環境影響評価項目に選定すること。
- (6) 水環境において底質の有害物質を環境影響評価項目に選定していることから、海域の浚渫による水の汚れについても、事業実施に伴う環境影響の程度を検討し、必要がある場合には環境影響評価項目に選定すること。

3 調査、予測及び評価の手法にかかわる事項

(1) 全般にかかわる事項

環境影響評価の実施に当たっては、類似施設における調査結果などを活用し、適切に当該事業の予測、評価に反映させること。

(2) 大気質にかかわる事項

ア 短期高濃度について、有効煙突高と周辺の地形の関係を確認した上で、必要がある場合には地形の影響を考慮し、予測、評価すること。

イ リプレイス後の煙突高さを59mとしていることから、施設の稼働に係る大気質については、建屋の影響を考慮できるISC-PRIMEモデルを用いて、適切に予測、評価すること。

ウ リプレイス後の煙突高さを59mとしていることから、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質等の予測については、ガスタービンの起動時など非定常時を予測対象時期に追加すること。

エ 施設の稼働に係る年平均値の予測について、ダウンウォッシュの出現頻度を明らかにした上で、事業実施に伴う影響の程度を検討し、必要がある場合には、その影響を適切に反映させること。

(3) 陸生生物にかかわる事項

養老川河口の干潟に生息する鳥類について、温排水の影響の変化などが生じることから、予測、評価すること。

(4) 海生生物にかかわる事項

ア 海域に生息する動物において、「重要種及び注目すべき生息地の分布及び生息環境の状況」の調査項目については、「千葉県レッドリスト（動物編）〈2006年 改訂版〉」等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行うこと。

イ 底生生物の調査地点について、新設放水口前面海域を追加すること。

ウ 養老川河口の干潟に生息する海生動物について、温排水の影響の変化などが生じることから、予測、評価すること。

エ 海生動物について、水温に係る特性を把握した上で、種類数や個体数などの季節別変動を踏まえ、温排水による影響を予測、評価すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場にかかわる事項

人と自然との触れ合いの活動の場について、交通量の変化に伴う利用特性への影響の程度を予測、評価すること。

(6) 廃棄物等にかかわる事項

産業廃棄物について、種類ごとの発生量、排出量、最終処分量、再生利用量を予測、評価すること。

(7) 温室効果ガス等にかかわる事項

二酸化炭素以外の温室効果ガスについて、その排出量を明らかにした上で、事業実施に伴う影響の程度を検討し、必要がある場合には予測、評価すること。